

2017.04.13.現在

公立大学法人に対する寄附の 税額控除に係る証明 ～申請の手引き～

文部科学省高等教育局大学振興課

1. 税額控除制度について

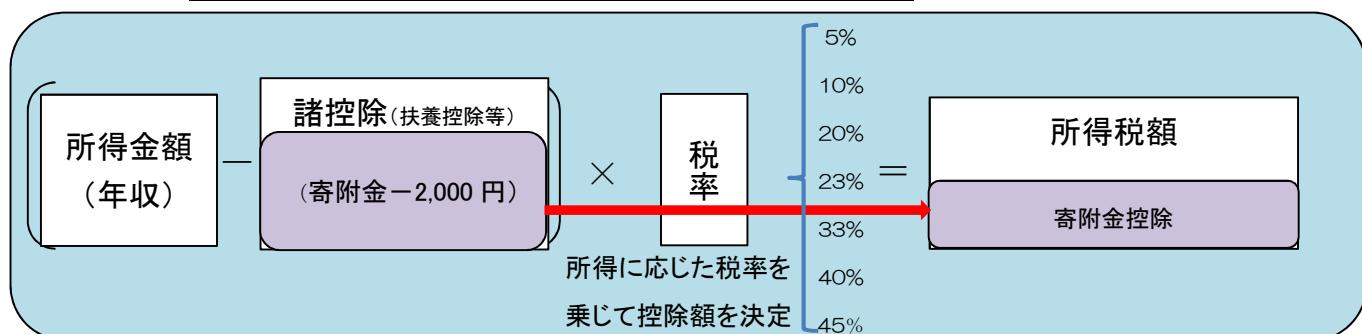
(1)概要

公立大学法人へ個人が寄附をした場合の税制上の優遇措置については、平成28年度の税制改正において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした公立大学法人へ寄附金(経済的理由により修学が困難な学生等に対する修学の支援のための事業に充てられるものに限る。)を支出した場合の、税額控除の仕組みが創設されました。本制度は、寄附者の所得税率に関係なく、一律に寄附金額の約4割を所得税額から控除する制度であり、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附が増え、公立大学、公立短期大学において、学生等に対する修学の支援のための事業に充てるための寄附金収入が拡大することが見込まれます。

なお、所得控除制度と税額控除制度のうち、寄附者(納税者)の選択により、どちらか一方の有利な制度を選択することが認められています。

◇所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定。

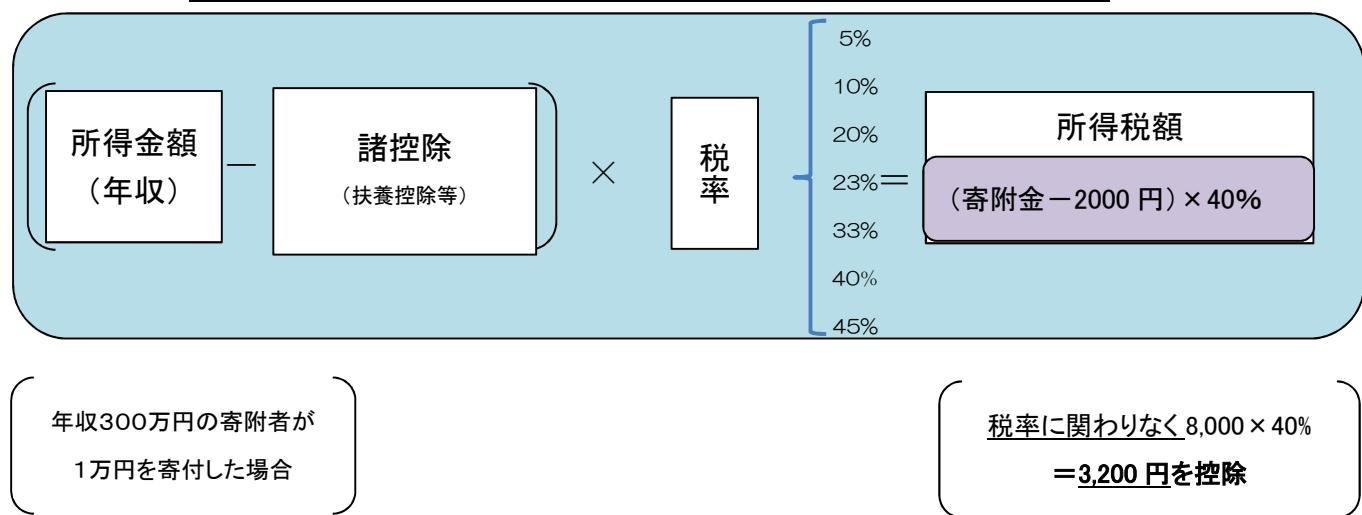


例

$$\left[\begin{array}{l} \text{年収300万円の寄附者} \\ \text{が1万円を寄付した場合} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} 10,000 - 2,000 \\ = 8,000 \text{ 円} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{税率5\%} \\ (\text{平均的な世帯の諸控除額を想定}) \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} 8,000 \times 5\% = \\ \textbf{400 円を控除} \end{array} \right]$$

◇税額控除(平成28年度に導入)

各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除。



2. 申請者（法人）に求められる要件について

(1) 総論

実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

＜要件1＞

3,000 円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が、平均して年に 100 人以上いること。

(租税特別措置法施行令第 26 条の 2 第 2 項第2号イ(2)の要件)

ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

(ア)判定基準寄附者数 = $\frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数(当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$

(イ)寄附金額が年平均 30 万円以上

＜要件2＞経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5 以上であること。

(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 2 号イ(1)の要件)

(2) 実績判定期間

実績判定期間とは、適用を受けようとする年の前年の9月30日の直前に終了した事業年度終了日以前の5年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。(租税特別措置法施行令第26条の2第5項第1号の要件)

〈EX.平成 29 年 9 月 30 日までに申請する場合〉

H24. 4. 1

H29. 3. 31 H29. 9. 30



＜実績判定期間について＞

- ① 法人設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。
 - ② 旧公立大学法人の法人格を継承した新公立大学法人は、旧公立大学法人の事業年度もあわせて実績判定期間として申請することができます。
 - ③ 学校法人から公立大学法人へ設置者変更した法人は、学校法人事業年度もあわせて実績判定期間として申請することができます。ただし、学校法人として存続している法人がある場合は、新たに設立された新公立大学法人については、当該新公立大学法人の設立の日以降の事業年度の中から実績判定期間を計算します。(①の新設の公立大学法人と同様に特例が認められ、実績判定期間が5年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを実績判定期間として構いません。)

(3)設置する学校等の定員等の総数

- ①「設置する学校等の定員等の総数」の「定員等」とは、収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるもの(児童福祉法施行規則第1条の17第3号に掲げる委託児童の定員及び同令第36条の12第3号に掲げる入居定員)をいいます。
- ② 定員等の総数の算定にあたり、複数の学校等(①に掲げるものを指し、付随業務として保育所等の運営を行っている場合を含む)を設置している場合においては、各学校等の定員等の数を合計して算定します。
- ③ 定員等の総数は公立大学法人の事業年度に対応する学校等の事業年度の数によりますが、学校等の開校の前年度に公立大学法人の設立認可と学校等の設置認可を受け、公立大学法人の設立の登記がなされている場合に限り当該年度における定員等の総数は、設置認可を受けている学校等の定員等の総数とすることができます。

(4) <要件1>3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

年間合計で、3,000円以上の寄附金を支出した寄附者が、毎年平均して100人以上いれば、この要件を満たすことになります。この要件は、各法人で作成する「寄附者名簿」をもとに判定されます。

注1)

5事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていないても、5事業年度の平均値が100人以上あれば、要件を満たします。

(1年目:100人、2年目:70人、3年目:90人、4年目:140人、5年目:100人の場合でも、平均して年100人なので、要件を満たします。)

注2)

1度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、同一の者からの寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上あれば、寄附者1人としてカウントすることができます。

注3)

設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります、当該実績判定期間内の寄附者数が年平均100人以上、寄附金額が年平均30万以上あれば、要件を満たします。

＜実績判定期間内に、定員等の総数が5000人未満の事業年度がある法人＞

実績判定期間のうち、定員等の総数が5000人未満の事業年度については、当該事業年度の判定基準寄附者数は、次の通り計算します。

$$\text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5,000}{\text{定員等の総数} (\text{当該定員等の総数が500未満の場合は} 500)}$$

例)

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
定員等の総数	5,000人	5,000人	2,500人	2,500人	2,500人
実際の寄附者数(※1)	100人	100人	50人	60人	40人
判定基準寄附者数	100人	100人	100人	120人	80人
寄附金額(※2)	40万円	40万円	20万円	30万円	20万円

上記の例の場合、判定基準寄附者数については $(100+100+100+120+80) \div 5 = 100$ と、年平均100人の寄附者数が確保され、寄附金額については $(40+40+20+30+20) \div 5 = 30$ と、年平均30万円の寄附がある為、要件を満たします。

＜実績判定期間内に、定員等の総数が5000人未満の事業年度が無い法人＞

当該法人における、実績判定期間内の判定基準寄附者数は、実際の寄附者数(※1)となります。

例)

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
定員等の総数	6,000人	6,000人	6,000人	6,000人	8,000人
判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(※1)	100人	80人	90人	100人	130人

上記の例の場合、判定基準寄附者数については $(100+80+90+100+130) \div 5 = 100$ と、年平均100人の寄附者数が確保されている為、要件を満たします。

※1 実際の寄附者数とは、次頁の「寄附件数等のカウントについて」において、カウント出来るとされている寄附金を支出した者の事です。主に、公立大学法人に対する寄附者のうち、氏名または名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかであり、かつ同一事業年度に3,000円以上の寄附金を支出した者をいいますが、詳細は次頁をご参照下さい。

※2 寄附金額とは、※1の「実際の寄附者数」に含まれる寄附者が支出した寄附金の合計をいいます。

＜寄附件数等のカウントについて＞

- ① 同じ事業年度内に、同一の法人や個人から複数回に分けて寄附金を受け取った場合、まとめて1件としてカウントします。

従って、ある方からの1度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上であれば、寄附者1人としてカウントすることができます。

同一の法人や個人からの複数回の寄附が、複数の事業年度がまたがる場合には、それぞれの事業年度ごとに1件ずつカウントすることができます。

- ② 現物による寄附を受けた場合には、時価による価額でカウントすることができます。

- ③ 法人からの寄附も1件としてカウントすることができます。

- ④ 寄附者本人と生計を一にする者を含めて、一人として判定します。

ex1.ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し「1人から3,000円」の寄附としてカウントします。

ex2.ある事業年度において、5,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から3,000円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。(もう一方の者は100人にカウントすることはできません。)

- ⑤ 申請する法人の役員である者(※)及びその役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントすることはできません。

(※法人の役員とは、理事長、理事及び監事等を言うため、公立大学法人の評議員や教職員は、寄附者としてカウントできます。ただし評議員や教職員の中から役員として選出された者については、公立大学法人の役員として当該寄附者のカウントから除外する必要があります。)

- ⑥ 入学時の寄附金(※)については、寄附者や寄附金としてカウントすることはできません。

(※入学時の寄附金とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととするものその他当該入学と相当の因果関係があるものをいいます。

この場合において、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したものは、原則として、入学時の寄附金とみなされますので、カウントに入れないようにご留意ください。ただし、入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外のものと同一の条件で募集されるものは除かれます。)

- ⑦ <要件1>の判定に用いる寄附者は、寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかなものに限ります。従って、匿名の寄附者についてはカウントすることができません。

- ⑧ 自然人及び法人のみが寄附者としてカウントすることができ、法人格のない任意団体からの寄附については、カウントする事が出来ません。同窓会や後援会等は、法人格を持たない場合がありますので、ご留意ください。法人格を持つ同窓会や後援会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて公立大学法人に寄附した場合、寄附者は当該法人1人(1法人)としてカウントしてください。

任意団体からの寄附のうち、代表者の名義の寄附については、代表者を1人とカウントすることができます。また、任意団体に寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者ごとに1人としてカウントすることが可能です。この場合、「寄附者名簿」には任意団体ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。

(5) <要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5 以上であること。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \begin{array}{l} \cdot \text{一者当たりの基準限度額超過額 (※1)} \\ \cdot \text{一者から計 1,000 円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} + \begin{array}{l} \cdot \text{国等からの補助金等 (※2)} \end{array}}{\text{総収入金額} - \begin{array}{l} \cdot \text{国等からの補助金等 (※2)、委託による支出} \\ \cdot \text{資産売却収入で臨時的なもの} \end{array} \text{等 (※)} } \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間における合計値について、上記の数式にあてはめます。

※1 一者当たりの基準限度額超過額について

同一の者からの寄附金の額の合計額のうち、受入寄附金総額の 1/10(特定公益増進法人・認定 NPO 法人からの寄附については、5/10)を超える部分の金額。

※2 国等からの補助金等について

- ① 国等からの補助金等の額は、(i) 寄附金収入金額に加算する又は(ii) 総収入金額から控除することのいずれかが可能です(<チェック表>⑦欄の注書を参照してください)。
- ② 分子に算入する場合、

$$\left(\text{受入寄附金総額} - \begin{array}{l} \cdot \text{一者当たりの基準限度額超過額 (※1)} \\ \cdot \text{一者から計 1,000 円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) \text{が上限となります。}$$

※3 「等」とは、以下の項目を言います。

- ・法律または政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ・遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ・同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないもの
- ・寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかでないもの

(6)修学支援基金の設置

税額控除の対象となる事業(①授業料減免事業、②奨学金事業、③留学生支援事業、④TA・RAへのサポート事業)を管理する基金を設置し、その他の寄附と区分して管理する必要があります。その際、当該基金の使途が上記①～④に限定されていること、当該基金から他の基金に寄附金の流用ができない仕組みが取られているか等について規定する必要があります。(租税特別措置法施行令第26条の2第3項の要件)

【修学支援基金規定の例】

(寄附の使途の特定)

第〇条 学長又は部局長は、寄附の受入の決定に当たり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

2 前項の場合において、経済的理由により修学が困難な学生を支援する事業に充当する目的と特定された寄附は、第〇条の規定に掲げる修学支援事業基金として個別に整理するものとする。

(修学支援事業基金)

第〇条 経済的理由により修学が困難な学生を支援する事業に充当する目的の寄附を募集し、及び管理するため、修学支援事業基金を置く。

2 修学支援事業基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。
3 第1項に定める基金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第〇条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が法人本部に対して償還された場合にあっては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。

(修学支援事業基金の使途)

第〇条 第〇条に掲げる修学支援事業基金は、以下の使途に充当するものをもって構成する（学校の入学に関して寄附されるものを除く）。

- (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
(2) 学資を貸与または給付するもの
(3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
(4) 各大学の規則で定めることにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの

(7)情報公開の要件(閲覧に供する義務)

税額控除対象法人となった後は、以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります。(租税特別措置法施行令第26条の2第2項第2号ロの要件)

- ①地方独立行政法人法第8条第1項に規定する定款
- ②同法第12条に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿
- ③財務諸表
- ④役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
- ⑤寄附者に関する事項(様式例あり)
 - (1)役員又は(2)役員と親族関係を有する者又は(3)役員と特殊の関係にある者で、法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上である者がいる場合、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日
- ⑥支出した寄附金の額、相手先、支出年月日(様式例あり)
支出した寄附金の定義は、公立大学法人会計上「寄附金」として計上される支出を原則とし、寄附金の支出先が慈善活動等を行う法人であっても、全て閲覧に供する必要があります。
- ⑦寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類(様式例あり)
- ⑧修学支援基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類
- ⑨修学支援基金明細書(様式例あり)

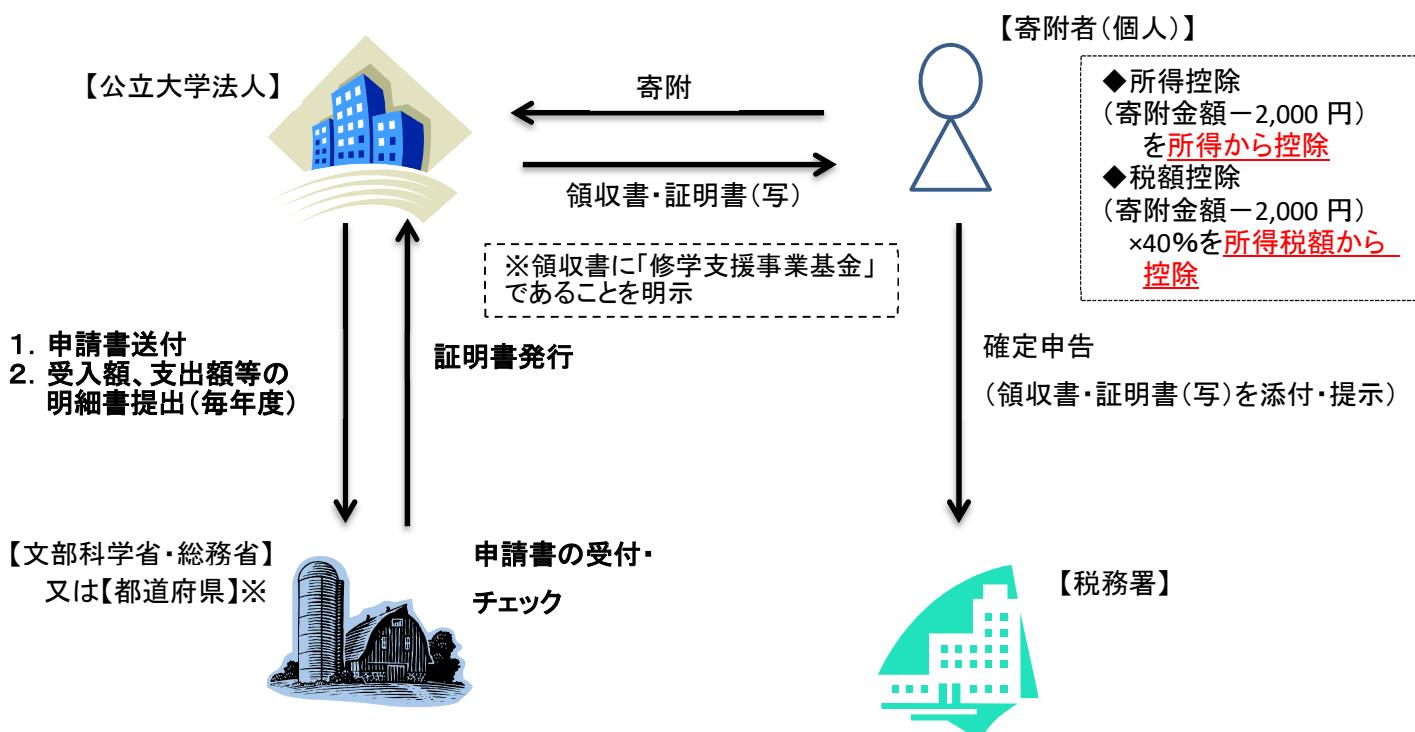
(8)書類の保存に関する要件

- ①寄附者名簿を作成し、これを保存する必要があります。(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第2号ハの要件)
- ②修学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を期待した書類を、5年間、当該法人の主たる事務所に保存する必要があります。(総務省・文部科学省告示第1項第5号)

3. 申請～証明までの全体像

個人が公立大学法人に対して寄附をした場合に税額控除を受けるためには、確定申告の際、公立大学法人からの領収書及び当該公立大学法人が税額控除の対象法人であることの証明書の写しが必要となります。

税額控除を活用するために、公立大学法人に必要な手続きと個人が公立大学法人に対して寄附をした場合に、税額控除を受けるための流れは以下のとおりです。



4. 証明書の扱いについて

(1) 平成28年中に新規に申請する場合

平成28年適用分について、税額控除対象法人としての証明を受けようとする場合、平成28年9月30日までに、文部科学大臣及び総務大臣(地方独立行政法人法第7条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事。(以下、「文部科学大臣等」という。))に対して、修学支援基金の名称、管理方法、寄附金の使途を記載した書類、当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類を提出する必要があります。

文部科学大臣等において、必要な要件を満たしていることの確認をした後、税額控除対象法人としての証明書を交付します。この場合の証明書の有効期限は、平成28年1月1日から平成29年12月31日です。

(2) 平成29年以降に新規に申請する場合

平成29年以降、初めて税額控除対象法人としての証明を受けようとする場合、適用を受けようとする年(以下、「適用予定年」という。)の前年の9月30日までに、文部科学大臣等に対して、修学支援基金の名称、管理方法、寄附金の使途を記載した書類、当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類を提出する必要があります。

文部科学大臣等において、必要な要件を満たしていることの確認をした後、適用予定年当初に税額控除対象法人としての証明書を交付します。この場合の証明書の有効期限は、適用予定年の1月1日から12月31日となります。

(3) 証明書の更新について

証明書の更新にあたっては、①適用予定年の前年の9月30日までに、文部科学大臣等に対して、修学支援基金の名称、管理方法、寄附金の使途を記載した書類、当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類を提出するとともに、②適用予定年の前年の6月30日までに、文部科学大臣に対して、修学支援基金明細書(1月から12月までの修学支援基金への寄附金の受入額及び修学支援基金からの支出額)を提出する必要があります。

文部科学大臣等において、①②を満たしていることの確認をした後、適用予定年当初に税額控除対象法人としての証明書を交付します。この場合の証明書の有効期限は、適用予定年の1月1日から12月31日までとなります。

ただし、初回の更新時においては、1年を通じた修学支援基金の受入実績を明らかにすることはできないため、修学支援基金明細書の提出は不要とします。

5. 申請に先立つ準備

(1) <要件1>の場合:(その1)寄附者名簿の作成

各法人の「寄附者名簿」を作成して下さい。

P2に記載の要件を明らかにするために、「寄附者名簿」について、寄附者の中に以下の者がいる場合には、寄附者名簿内で分かるように記載してください。

- ① 法人の役員(理事、監事及び清算人等)及びこれと生計を一にする者
- ② 他の寄附者と生計を一にする者

【寄附者名簿の記載方法イメージ】

	受領年月日	寄附者	住所	受領額	備考
1	H23.1.2	○○ ○○	東京都港区○○	¥10,000	
2	H23.1.3	× × × ×	東京都港区○○	¥24,000	
3	H23.1.4	△△ △△	東京都港区○○	¥4,000	
4	H23.1.5	□□ □□	東京都港区○○	¥100,000	※理事長
5	H23.1.6	▽▽ ▽▽	東京都港区○○	¥3,000	
6	H23.1.7	◇◇ ◇◇	東京都港区○○	¥5,000	
7	H23.1.8	△△ ▲▲	東京都港区○○	¥50,000	※3の配偶者
			東京都港区○○	¥10,000	※2の御令嬢(同一生計)
				¥3,000	

※ 行政庁において、寄附者数のカウントに当たっては、「備考」欄が黄色の者は含まずにカウントします。(例えば、【寄附者名簿の記載方法イメージ】においてカウントされる寄附者は、6人となります。)

注) 「寄附者名簿」には、①寄附金受領年月日②寄附者氏名③住所・所在地・④受領寄附金額の全てが記載してある必要があります。住所・所在地を、「寄附者名簿」本体に記載せず、別途の資料として作成・保存している場合には、当該資料も添付して下さい。

実績判定期間内に 3,000 円以上の支出をした寄附者について、要件を確実に満たせる場合には、必ずしも全てを記入いただく必要はありません。

ただし、税額控除の対象となる旨の証明を受けた公立大学法人が別途作成し、事務所に備え置くことが求められている寄附者名簿については、全ての寄附者(法人・個人・現物・現金寄附者)が含まれる名簿を作成する必要があります。

(2) <要件1>の場合:(その2)(要件1)チェック表の作成

<(要件1)チェック表>									
①実績判定期間(必須)	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)				ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。				
下記③の数値が100以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。 ただし、実績判定期間内に、設置する学校等(※)の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合、③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。									
③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)					#DIV/0!			
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)					#DIV/0!			
⑤設置する学校等の定員等の総数 (※1)(必須)	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目				
⑥判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(必須)									
⑦判定基準寄附者数 (計算後の寄附者数)(自動計算⇒)	#DIV/0!	#DIV/0!							
⑧設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度について 定員等の総数が5000人以上の事業年度については、内訳を記載する必									
	1事業年度目の 定員等の総数	2事業年度目の 定員等の総数							
○○大学									
○○大学									
総数	(自動計算⇒)	0	0						
※1 「設置する学校等」とは、次に掲げる施設を指します。 ア 学校(学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校(学校教育法第124条(専修び各種学校)(学校教育法第134条第1項(各種学校)に規定する各種学校で財務イ付随業務として設置している保育所等									
設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度が1つでもて、寄附金額を記載してください。寄附金額は、手引きP12「寄附件数等のいる寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる事業年度内に含まれない事業年度については空欄にしてください。									
	1事業年度目	2事業年度目							
⑨寄附金額(円)									

以下の手順で数値を入れていきます。

(i) 必須項目: ①、②、⑤、⑥

※②については、実績判定期間が5年であれば、月数は 12ヶ月 × 5 = 60ヶ月となります。

また実績判定期間内に 1ヶ月に満たない端数が生じた場合は、その期間は 1ヶ月とし、例えば新設の公立大学法人で実績判定期間が 3年5ヶ月3日である場合は、12ヶ月 × 3 + 5ヶ月 + 1ヶ月(3日の端数) = 42ヶ月となります。

⇒ 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が 5000 人未満の事業年度がある場合、続けて下記(ii)⑧⑨の記載も行います。そうでない法人については、チェック表の記載はこれで終了です。

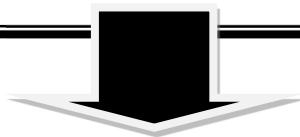
(ii) ⑧及び⑨に数値を入れます。⑧において、定員等の総数が 5000 人以上の事業年度については、内訳を記載する必要はありません。⑨においては、実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。

(3) <要件2>の場合:(その1)寄附者名簿の作成

各法人で作成されている「寄附者名簿」を以下の方法により準備して下さい。

P2に記載の要件のうち、「一者当たりの基準限度超過額」を明らかにするために、「寄附者名簿」について、記録されている寄附金について、以下の作業を行って下さい。

- ① 受入寄附金総額×1/10の額を算出します。
- ② 受入寄附金総額×1/10の額を超える寄附金を選択します。
- ③ ②で選択した寄附金欄の横に「基準限度額」・「一者当たりの基準限度超過額」の欄を作成します。
- ④ 「基準限度額」欄に、①で算出した額を記入します。
- ⑤ 「基準限度超過額」の欄に「寄附金額」-「④基準限度額」の額を記入します。



【寄附者名簿の記載方法イメージ】

	受領年月日	寄附者	住所	受領額	基準限度額	基準限度超過額
1	H23.1.2	○○ ○○	東京都港区○○	¥10,000		
2	H23.1.3	× × × ×	東京都港区○○	¥24,000		
3	H23.1.4	△△ △△	東京都港区○○	¥4,000		
4	H23.1.5	□□ □□	東京都港区○○	¥100,000,000	¥60,000,000	¥40,000,000
5	H23.1.6	▽▽ ▽▽	東京○○○○	¥3,000		
6	H23.1.7	◇◇ ◇◇	東京○○○○	¥5,000		
7	H23.1.8	△△ ▲▲	東京都港区○○	¥50,000		
8	H23.1.9	× × ○○	東京都港区○○	¥10,000		
9	H23.1.10	■■ △△	東京都港区○○	¥3,000		

○「受領額」欄で、「受入寄附金総額×1/10の額」を上回る欄を探します。

○その欄の横にある「基準限度額」欄に「受入寄附金総額×1/10の額」を記入します。

※寄附者が特定公益増進法人である場合には、「受入寄附金総額×5/10の額」を記入します。

○【「受領額」-「基準限度額」】で算出した額を「基準限度超過額」欄に記入します。

⇒ 「基準限度超過額」欄に記入した額の合計値が、<チェック表>の「一者当たりの基準限度超過額」欄に記載する額となります。

注) なお、この要件を満たすかどうかの確認のために作成した「寄附者名簿」を、租税特別措置法施行令第26条の2第2項第2号ハに規定する「寄附者名簿」とすることも可能です。但し、「寄附者名簿」は各事業年度終了の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5年間保存が必要です(租税特別措置法施行規則第19条の10の5第4項)ので、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

(4) <要件2>の場合:(その2)必要項目の数値

以下の項目を、過去の計算書類を参照しながら確認して下さい。

各項目は、監事の意見(地方独立行政法人法第 35 条の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ公立大学法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。)を付けて、設立団体の長の承認を受けた計算書類により、数値を確認して下さい。

<要件2>で申請する場合には、直近に終了した事業年度に係る計算書類について設立団体の長の承認を受け、財務諸表を公告した後に税額控除に係る証明申請を行っていただくこととなります。

例:例えば、6月 20 日に設立団体の長の承認を経て、6月 23 日に公告した場合、6月 23 日以降に申請することができます。

<各項目についての解説・注意事項等>

受入寄附金総額	財務諸表の附属明細書における「寄附金の明細」の額。 ※未収の寄附金は含まれません。
一者当たりの基準限度超過額	「寄附者名簿」を基に、以下の計算を行って下さい。 同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の 10 分の 1 を超える部分の金額。(ただし、特定公益増進法人・認定 NPO 法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の 10 分の 5 を超える部分の金額。)
寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が 1,000 円未満のものの額	「寄附者名簿」を基に、以下の計算を行って下さい。 実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が 1,000 円に満たないものがある場合の合計額。
総収入金額	キャッシュ・フロー計算書における収入(経常収入)の合計額。
国等からの補助金等の額	キャッシュ・フロー計算書における「運営費交付金収入」、「補助金等収入」のうち、以下に該当する合計額。 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの。
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	「国等」の範囲については、「国からの補助金等の額」と同様です。

法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	法律又は政令の規定に基づき行われる事業で、その対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり、国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分。
資産の売却収入で臨時的なものの金額	固定資産・有価証券等（棚卸資産を除きます。）の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。
遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	遺贈（贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、租税特別措置法第70条第1項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分。

(5)<要件2>の場合:(その3)(要件2)チェック表

「チェック表」を作成します。

＜(要件2)チェック表＞									
実績判定期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
<判定式> 寄附金等収入金額(I) ÷ 経常収入金額(II) = #DIV/									
寄附金等収入金額 (自動計算⇒) I									
受入寄附金総額(必須) ①									
控除金額	一者当たりの基準限度超過額の合計額(必須) ②								
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額(必須) ③								
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額(必須) ④								
差引金額(①-②-③-④) (自動計算⇒) ⑤									
国等からの補助金等の額 (※当欄又は⑩欄のいずれかのみに記載できます。当欄に記載する場合には、⑤欄の額を限度に記載できます。) ⑥									
合計金額 (⑤+⑥ ⇒ 寄附金等収入金額 = I) (自動計算⇒) ⑦									
経常収入金額 (自動計算⇒) II									
(※ここでは、「総収入金額」から各控除金額を控除した値を言います。)									
総収入金額(必須) ⑨									
控除金額	国等からの補助金等の額 (※当欄又は⑩欄のいずれかのみに記載できます。) ⑩								
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 ⑪								
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 ⑫								
	資産の売却収入で臨時的なものの金額 ⑬								
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額 ⑭								
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額 (③欄から自動転記⇒) ⑮								
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額 (④欄から自動転記⇒) ⑯								
差引金額 (⑨-⑩～⑯ ⇒ 経常収入金額 = II) (自動計算⇒) ⑰									

以下の手順で黄色欄に数値を入れていきます。

(i) 必須項目: ①～④・⑨
⇒ この時点で<判定式>欄が20%を超えた場合、以降、数値の記載は必要ありません。

(ii) 必須以外の項目: 計算書類等からすぐに分かる補助金(⑥or⑩)や国等からの委託費(⑪)がある場合には、それらの項目を入れていきます。
⇒ 1つずつ項目に数値を入れていくにつれ、<判定式>欄が20%を超えた時点で、以降の作業は不要です。

黄色欄に実績判定期間における合計値を記入します。

水色欄は、自動的に計算されます。

6. 申請書（かがみ文書）の作成＜要件1＞・＜要件2＞共通

ここでは、法人名称等の基本情報とともに、申請する要件の選択・実績判定期間の記入・添付書類のチェックを行って下さい。以下の赤字箇所が、御記入いただく必要のある項目です。

平成 年 月 日

総務大臣
○○ ○○ 殿
文部科学大臣
○○ ○○ 殿

地方独立行政法人法第7条の規定により
都道府県知事の認可を受けた公立大学法
人にはては、当該認可をした都道府県
知事

法人の名称 ○○○○
代表者の氏名 △△ △△
設立登記日 年 月 日

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項及び第3項に規定される要件を満た
していることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 中請する要件 申請する要件のいずれかにチェック（■に塗りつぶす）

第2項第2号イ(2)に規定された要件（要件1）
 第2項第2号イ(1)に規定された要件（要件2）
(上記のうち、どちらかを選択してください。)
 第3項に規定された要件（要件3）

2. 実績判定期間 実績判定期間の開始年月日・終了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 添付書類 寄附する要件にチェック（■に塗りつぶす）

①<要件1>
 寄附者名簿（要件1）（様式）
 （要件1）チェック表（様式）
 実績判定期間内に、法人が設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年
度がある場合は、その定員等が分かる資料（当該事業年度に係るもの）

②<要件2>
 寄附者名簿（要件2）（様式）
 （要件2）チェック表（様式）
 受人寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等
(チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等)

③<要件3>
 税額控除の適用を希望する基金に関する規則

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の2第2項第2号
ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合
を除き、閲覧に供します。

- 注) ○ 「□」項目については、該当するものを「■」に変えて下さい。
○ 申請要件は、<要件1>または<要件2>のいずれか一つのみを選択して下さい。
○ 実績判定期間については、P2を御確認下さい。
○ 月日は、事業年度にあわせて記載して下さい。
○ 設立登記年月日は、申請する公立大学法人の法人格が登記された日を記載してください。
すなわち、法人の合併や、学校法人から公立大学法人への移行の場合には、合併や移行
の登記を行った日となります。法人の名称が変更した場合は、旧名称の法人の設立登記日
となります。
○ 申請文書は公文書になりますので、押印が必要となります。

7. 申請する

＜要件1＞・＜要件2＞のどちらで申請するかにより、それぞれ下記の書類をご提出ください。

＜要件1＞の場合

以下の書類を所轄庁(文部科学大臣等)の窓口に郵送にて提出して下さい。

また、あわせて、下記書類のうち①寄附者名簿及び②チェック表については、エクセル形式のものを、文部科学省等アドレスまで、メールにてお送りください。

- ① 寄附者名簿（要件1）（様式）
- ②（要件1）チェック表（様式）
- ③ 税額控除の適用を希望する基金に関する規則（修学支援基金名称等確認書類）
- ④ 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（学則等）
※実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。

(2)＜要件2＞の場合

以下の書類を所轄庁に郵送にて提出して下さい。

また、①寄附者名簿及び②チェック表については、エクセル形式のものを、文部科学省等アドレスまで送付して下さい。

- ① 寄附者名簿（要件2）（様式）
- ② 相対値要件（要件2）チェック表（様式）
- ③ 税額控除の適用を希望する基金に関する規則（修学支援基金名称等確認書類）
- ④ 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等
(チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等)

＜都道府県及び政令市が公立大学法人を設立している場合の申請先＞

●文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

Tel. 03-5253-4111 (内線 3370)

メールアドレス: daigakuc@mext.go.jp

●総務省自治財政局財務調査課企画係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関2-1-2

Tel. 03-5253-5647

メールアドレス: koudaihou@soumu.go.jp

＜上記以外の場合の申請先＞

●各都道府県担当部局

証明を受けた後に必要なこと

1. 税額控除の適用開始時期について

証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

- ※ 例外的に、平成 28 年内に証明書の発行を受けた公立大学法人については、当該法人へ平成 28 年 1 月 1 日以降に支出された個人からの寄附金が修学支援の事業に充てられると解されるもののみ、税額控除の対象となります。この場合、所轄庁等から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。

2. 証明を受けた後に閲覧に供する必要のある書類

税額控除対象法人となった後は、以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります。(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 2 号口の要件)

①地方独立行政法人法第 8 条第 1 項に規定する定款

②同法第 12 条に規定する役員の氏名及び役職を記載した名簿

③財務諸表

④役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

⑤寄附者に関する事項(様式例あり)

(1)役員又は(2)役員と親族関係を有する者又は(3)役員と特殊の関係にある者で、法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上である者がいる場合、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日

⑥支出した寄附金の額、相手先、支出年月日(様式例あり)

支出した寄附金の定義は、公立大学法人会計上「寄附金」として計上される支出を原則とし、寄附金の支出先が慈善活動等を行う法人であっても、全て閲覧に供する必要があります。

⑦寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類(様式例あり)

⑧修学支援基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類

⑨修学支援基金明細書(様式例あり)

また、閲覧に供する義務はありませんが、以下を保存する必要があります。

① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、各事業年度終了日の翌日以後 3 ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5 年間保存しなければなりません。(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 2 号ハ及び租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 5 第 4 項)

なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とする事も可能ですが、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

② 修学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類を、5 年間、当該法人の主たる事務所に保存する必要があります。(総務省・文部科学省告示第 1 項第 5 号)